

財団法人大阪府保健医療財団の役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人大阪府保健医療財団（以下「財団」という。）の役員および委員（以下「役員等」という。）の報酬、期末手当、通勤手当、退職手当、旅費および費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 財団の常勤の役員（大阪府から公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪府条例第71号）第4条に規定する給与を支給されている者（以下「派遣職員という。」）及び財団で職員としての給与を支給されている者を除く。）に対しては報酬を支給する。

2 財団の常勤の役員以外の役員で特に必要と認めた場合は、報酬を支給することができる。

3 前2項の報酬額は、理事長が理事会の承認を経て定めるものとする。ただし、常勤の役員の報酬額は、大阪府指定出資法人の人事、給与等に関する取扱要領（平成4年4月1日制定。以下「取扱要領」という。）に定める額とする。

(通勤手当)

第3条 常勤の役員に対しては、通勤手当を支給することができる。

2 前項の規定によって通勤手当を支給する場合における当該通勤手当の額は、財団職員の例による。

(期末手当)

第4条 常勤の役員に対しては、期末手当を支給することができる。

2 前項の規定によって期末手当を支給する場合における当該期末手当の額は、取扱要領及び同取扱要領の運用について（平成4年4月1日制定）により定める額とする。

(退職手当)

第5条 退職手当は、支給しないものとする。

(旅費)

第6条 役員が財団の業務に関し出張した場合には、当該役員に対し、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、財団の行政職給料表8級の職相当額とする。

(費用弁償)

第7条 常勤の役員以外の役員および委員が、理事会ならびに委員会に出席したときは、理事長が別に定める額の費用弁償を支給する。

(支給方法)

第8条 役員等の報酬、期末手当、通勤手当、旅費および費用弁償の支給方法は、この規程に定めるもののほか、財団の職員の例による。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この規程は、昭和45年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 削 除

(規程の一部改正)

3 財団法人千里保健医療センター給与および旅費規程中第2条を削除する。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から実施する。

附 則

1 この規程は、昭和50年3月31日から施行する。

2 この規程の改正後の第1条・第2条の2および第7条の規程は、昭和49年4月1日から適用し、第2条第2項、第3項および第5条の規程は、昭和49年12月17日から適用する。

附 則

この規程は、昭和55年6月25日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 削 除

3 削 除

附 則

この規程は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成11年8月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。(経過措置)
- 2 平成11年3月31日において在職する役員で同年4月1日以後も引き続き在職する者の同年3月31日までの在職期間に係る退職手当については、同日における報酬月額に当該在職期間の年数を乗じて得た額の範囲内において、支給することができるものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。